

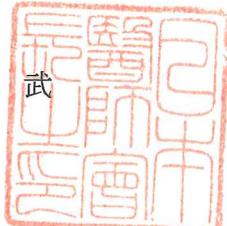
日医発第784号(地I187)

平成26年10月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉義



病院や介護施設等で業務に従事する歯科衛生士について  
(歯科衛生士法の一部改正について)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年6月に成立したいわゆる医療介護総合確保推進法により、歯科衛生士法の一部が改正され、今般厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、従来、歯科衛生士が法第2条第1項に規定する予防処置を行う場合に、「歯科医師の直接の指導」(常時の立会い)が必要とされていたため、歯科医師の確保が困難な地域では、保健所や市町村保健センター等で、フッ化物塗布を行うことが困難になっている等の支障が生じていることから、歯科衛生士の修業年限等を踏まえ、歯科医師の指導の下を行う(「直接」の指導は要しない)こととしたものです。併せて、法第13条の5として、歯科衛生士は業務を行うに当たって、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならないとされました。

なお、留意事項として、①歯科衛生士が、歯科疾患を有する者に対して、法第2条第1項に規定する予防処置と同様の内容の行為を実施する場合には、歯科診療の補助に該当するため、従前と同様に歯科医師の指示の下に行う必要があること、②歯科衛生士は、歯科保健指導を行う場合において、法13条の3の規定(歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たって主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない)を遵守した上で、歯科医療機関にあっては主治の歯科医師と、病院や介護施設等にあっては協力歯科医療機関の歯科医師又は主治の歯科医師等との緊密な連携を図るよう努める必要があるとされております。

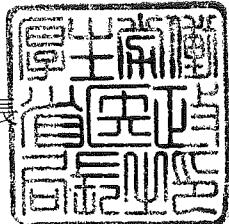
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。



医政発 1023 第 8 号  
平成 26 年 10 月 23 日

日本医師会会長殿

厚生労働省医政局長



### 病院や介護施設等で業務に従事する歯科衛生士について（通知）

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下「法」という。）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の内容、趣旨等について別添のとおり都道府県知事等あてに通知したところであるが、病院や介護施設等で業務に従事する歯科衛生士に特に関係する改正の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

#### 記

#### 第一 改正の内容

- 1 歯科衛生士が法第 2 条第 1 項に規定する予防処置を実施する際に、歯科医師の常時の立会いまでは要しないこととするため、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととしたこと。（法第 2 条第 1 項関係）
- 2 歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならないこととしたこと。（法第 13 条の 5 関係）

#### 第二 留意事項

- 1 歯科衛生士が、歯科疾患を有する者に対して、法第 2 条第 1 項に規定する予防処置と同様の内容の行為を実施する場合には、歯科診療の補助に該当することとなるため、従前と同様に、歯科衛生士は、歯科医師の指示の下に行う必要があること。
- 2 歯科衛生士は、歯科保健指導を行う場合において、法第 13 条の 3 の規定を遵守した上で、歯科医療機関にあっては主治の歯科医師と、病院や介護施設等にあっては協力歯科医療機関の歯科医師又は主治の歯科医師等との緊密な連携を図るよう努める必要があること。
- 3 第一の 2 に係る改正は、歯科医師以外の者が歯科衛生士に指導又は指示を行うために設けられたものではないこと。

(写)

医政発 1023 第 7 号  
平成 26 年 10 月 23 日

各 都道府県知事  
保健所を設置する市の市長  
特別区区長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 歯科衛生士法の一部改正の施行について（通知）

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下「法」という。）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

#### 記

##### 第一 改正の趣旨

歯科衛生士は、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的・物理的操作によって除去することや歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること（以下「予防処置」という。）を業として行うことができるとされているが、これを行う際には、「歯科医師の直接の指導」の下に行うことが必要とされている。

このように「歯科医師の直接の指導」が必要とされているため、歯科衛生士が予防処置を行う際には、歯科医師がその場に常に立ち会うことが必要であると解されているが、歯科医師の確保が困難な地域においては、保健所や市町村保健センター等が、フッ化物塗布を行うことが困難となっている等の支障が生じている。

一方、歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の修業年限は、法の制定当時（昭和 23 年）は 1 年とされていたが、昭和 58 年度に 2 年、平成 16 年度に 3 年へ変更されており、歯科衛生士の資質向上が図られているところである。

これらのことと踏まえ、歯科衛生士が予防処置を行う場合に、引き続き、歯科医師の指導の下で行われる必要があるが、歯科医師の判断により、「歯科医師の指導」の形態として、

## (写)

歯科医師の常時の立会いまでは要しないこととした。

なお、歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師等の歯科医療関係者と緊密な連携を図ることが必要不可欠であることから、その旨の規定を新たに追加することとした。

さらに、法第2条第1項において、歯科衛生士は、予防処置を行うことを業とする「女子」と定義され、法附則第2項において、同様の業務を行う「男子」についても、法の規定を準用するものとされていたが、歯科衛生士の定義において男女の区別をなくすこととした。

### 第二 改正の内容

- 1 歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととしたこと。(法第2条第1項関係)
- 2 歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならないこととしたこと。(法第13条の5関係)
- 3 歯科衛生士の定義における「女子」を「者」に改正するとともに、附則第2項の「男子」への準用規定を削除することとしたこと。(法第2条第1項、附則第2項関係)

### 第三 留意事項

- 1 第二の1の予防処置に係る改正規定は、法第2条第1項に規定する予防処置に係るものであり、この改正により、同条第2項に規定する歯科診療の補助(以下「歯科診療の補助」という。)及び同条第3項に規定する歯科保健指導(以下「歯科保健指導」という。)の取扱いに変更が生じるものではないことから、法第13条の2及び第13条の3に規定する歯科医師と歯科衛生士との関係に変更が生じるものではないこと。
- 2 歯科衛生士が予防処置と同様の内容の行為を行う場合であっても、歯科疾患を有する者に対して当該行為を実施する場合は、歯科診療の補助に該当し、歯科医師の指示の下に行われる必要があるので、特に、歯科衛生士が病院や介護施設等において業務に従事する場合には留意が必要であること。  
歯科衛生士は、歯科保健指導を行う場合において、法第13条の3の規定を遵守した上で、歯科医療機関にあっては主治の歯科医師と、病院や介護施設等にあっては協力歯科医療機関の歯科医師又は主治の歯科医師等との緊密な連携を図るよう努める必要があること。
- 3 第二の2に係る改正規定は、歯科医師以外の者が歯科衛生士に指導又は指示を行うために設けられたものではないこと。

# ＜参考＞ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）改正案

## 【改正案】

### 【現 行】

(略)

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作用によつて除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
- 3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

(略)

第13条の2 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当することは、さしつかえない。

(略)

第13条の3 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(略)

第13条の5 歯科衛生士は、その業務を行うに当たつては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない。

(略)

(略)

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
- 3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

(略)

第13条の2 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

(略)

第13条の3 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(略)

(新設)

(略)